

各県除染担当部局長 殿

環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官

除染等の措置等の業務からの暴力団排除の徹底について（改訂）

除染等の措置等の業務からの暴力団排除については、これまでも「除染等の措置等の業務からの暴力団排除の徹底について」（平成25年7月24日 環水大総発第1307241号）にて依頼しているところである。

今般、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第2号）が公布されたことに伴い、上記通知の内容を以下のとおり改訂する。

貴県におかれても、下記事項に留意の上、除染等の措置等の業務からの暴力団排除の徹底に努められるよう改めてお願いするとともに、貴管下市町村に対し周知徹底を図らるたい。

記

1 除染等の措置等の業務に係る施工体制の把握

各県及び各市町村等におかれては、除染等の措置等の業務を委託する場合、契約の相手方に対し、相手方自ら又は再受任者等（当該相手方に委託した業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、県及び市町村等と当該相手方との間の契約の後次のすべての契約の当事者を含む。）をいう。以下同じ。）による作業員名簿の確認等を通じた労働者の雇用事業者の把握や、把握した事業者と施工体制台帳との照合等を通じた施工体制の適切な把握を行うことにより、違法派遣等の防止に努めるよう所要の指導及び要請や啓発を行うこと。

（参考）除染等工事共通仕様書（ひな形）（抜粋）

1-1-15 施工体制台帳

- (1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3000万円以上になるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備

えるとともに、その写し及び下請契約の契約書（再下請けをしている場合はその契約書及び再下請け通知書を含む）の写しを監督職員に提出しなければならない。

- (2) 受注者は、前項に示す発注者の定めに従って、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

1-1-22 除染等作業員名簿・身分証明書等

- (1) 受注者は、除染等作業員について作業員名簿を作成し、当該除染等作業員が工事に従事する前に、当該作業員名簿に職種、氏名、年齢、放射線管理手帳番号等を登録しなければならない。

2 違法・不審情報の共有及び事業者に対する指導・要請

各県及び各市町村等におかれては、発注した除染等の措置等の業務において、関係法令に係る違法・不審情報を把握した場合は、地方環境事務所・県警察・県労働局等の関係機関に情報共有するとともに、関係機関と連携しながら、契約の相手方又は再受任者等に対し、関係法令に照らして必要な措置を講ずること（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）の施行に必要な限度においては、法第49条第5項に規定する報告の徴収、第50条第5項に規定する立入検査等の必要な措置を実施することが可能）